事業者の皆様へ

２０２６年３月３１日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
法務部

業務委託契約標準契約書等の一部改正のお知らせ

事業者の皆様におかれましては、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

2026 年 4 月 1 日から業務委託契約標準契約書等の一部を改正及び適用させていただきます。

これらの改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございませんが、改正後の業務委託契約標準契約書（一般用、大学・国研等用）、共同研究契約標準契約書（一般用、大学・国研等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書、役務委託契約標準契約書をご確認、ご了承の上、事業を遂行いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各種約款の最新版は当機構ホームページ（https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html）から入手することができます。主な改正の内容は別紙をご参照ください。

（別紙）

契約書の主な改正内容について

1. 取得財産の共同での使用に関する改正　　※新規・継続

複数の事業者が共同で事業に応募し実施する場合等（委託期間中に新たな事業者が研究体制に加わる場合を含む）において、実施計画書に記載の研究体制及び事業内容の範囲内であれば、NEDO に対し特段の追加手続を要さずに、財産を取得した事業者は他の事業者に当該財産を使用させることができるよう、約款本文を改正します。

（対象契約書）
業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書

＜参考：業務委託契約約款＞
（取得財産の管理等）
第２０条
第１項　～　第４項　（略）
５　乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。なお、複数の者が共同で委託先の公募に応募し、当該応募に係る事業について甲が当該複数の者との間で複数の委託契約を締結した場合等においては、乙は、当該複数の者に対して、当該事業を実施する目的に限り取得財産を使用させることができるものとし、この場合、甲の承認を得たものとみなす。
第６項　～　第１２項　（略）

2. 知的財産権移転等届出書の対象整理に伴う改正　　※新規・継続

合併又は分割により知的財産権を移転等する場合（日本国外の子会社又は親会社への移転等を除く）、知的財産権移転等届出書の提出を省略するため、約款本文を改正します。

（対象契約書）
業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）

＜参考：業務委託契約約款＞
（知的財産権の移転等の届出）
第３１条の４　委託業務に係る知的財産権の移転等に関し、第３１条第３項第四号に基づき甲の承認を受けていない場合であって、同号ただし書イに規定する乙の子会社又は親会社が日本国外に存するときただし書の場合は、乙は事前に甲が別に定める知的財産権移転等届出書を甲に提出するものとする。
第２項　～　第４項　（略）

3. 知的財産権利用届出書の廃止に伴う改正　　※新規・継続

知的財産権利用届出書を廃止し、知的財産権移転通知書の対象に専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をした場合を追加するため、約款本文を改正します。

（対象契約書）

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）

＜参考：業務委託契約約款＞

（出願後の状況通知）

第３３条

第１項　～　第２項　（略）

３　乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（第３１条の６第１項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしたときは、移転又は設定の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書１通を移転又は設定を行った日から６０日以内（ただし、外国の場合は９０日以内。）に甲に提出するものとする。

４　乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしたときは、第３１条の３第１項又は第２項に規定する甲の承認書の写し及び移転又は設定の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書１通を移転又は設定を行った日から６０日以内（ただし、外国の場合は９０日以内。）に甲に提出するものとする。

（知的財産権の実施）

第３４条　削除~~乙は、委託業務に係る知的財産権を自ら利用したとき及び第三者に知的財産権を利用許諾（次項に規定するものを除く。）したときは、甲が別に定める知的財産権利用届出書を利用又は利用許諾した日から６０日以内（ただし、外国の場合は９０日以内。）に甲に提出するものとする。~~

~~２　乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を受けて専用実施権等の設定又は移転の承諾をしたときは、第３１条の３第２項に規定する甲の承認書の写しを添付して甲が別に定める知的財産権利用届出書を設定又は移転の日から６０日以内（ただし、外国の場合は９０日以内。）に甲に提出するものとする。~~

4. 技術流出防止に係る対応　　※新規

重要技術の研究開発成果の社会実装も見据えた着実な技術流出防止策を講じるべく制定する「ＮＥＤＯ研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」を遵守いただくため、約款本文を改正します。

（対象契約書）

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書

＜参考：業務委託契約約款＞

（技術流出防止に係る対応）

第３５条の２　乙は、委託業務の実施に当たり、甲が公募時等に提示する「ＮＥＤＯ研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」（以下「技術流出防止策の基本方針」という。）を遵守するものとする。

２　乙の責に帰すべき事由により、乙が技術流出防止策の基本方針に違反したときには、甲は乙に対し是正のために必要な指示を行うことができ、乙はその指示に従うものとする。

5. 実施場所が外国である場合の措置に係る改正　　※新規・継続

海外で委託業務を実施する際に生じる税務等への対応及び追加的金銭負担等に係る責任の所在を明確にするため、約款本文を改正します。

（対象契約書）

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書、役務委託契約標準契約書

＜参考：業務委託契約約款＞

（実施場所が外国である場合の措置）

第５４条の２　乙は、外国において委託業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び甲所有の財産等に係る手続を含む事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りでない。